

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 経済産業省																		
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																			
要望項目名	卸電力取引所におけるグロス・ビディング実施時の社内取引に係る法人事業税の特例制度の創設																			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【現行制度(H28年度)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">収入金額</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">税 率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3%(0.9%)</td> <td style="text-align: center;">400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">1.9%(0.3%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.2%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">2.7%(0.5%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">3.6%(0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>卸電力市場の活性化を図るため、電力会社の発電部門等が卸電力取引所を介して自社の小売部門に電力を販売するグロス・ビディングを実施するに当たり、当該電力会社が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額に相当する収入金額を事業税の課税標準から控除する特例制度を創設する。</p>		課税標準	収入金額	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			所得割	付加価値割	資本割	税 率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	1.9%(0.3%)	1.2%	0.5%	400万円超800万円以下の金額	2.7%(0.5%)	800万円超の金額	3.6%(0.7%)
課税標準	収入金額	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																		
		所得割	付加価値割	資本割																
税 率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	1.9%(0.3%)	1.2%	0.5%															
		400万円超800万円以下の金額	2.7%(0.5%)																	
		800万円超の金額	3.6%(0.7%)																	
[ 関係条文 ]	[ 地方税法 第72条の12 地方税法施行令 第22条 ]																			
減収見込額	[初年度] ( - ) [平年度] ( - )	(単位：百万円)																		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成26年6月11日関連法案成立）、平成28年4月1日より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を卸電力市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。</p> <p>しかしながら、平成7年の電気事業制度改革により、卸電力市場が自由化されたものの、依然として旧一般電気事業者が我が国の発電設備の大宗を保有する状態が続いており、旧一般電気事業者は自己又はグループ内の内部取引に加え、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。また、卸電力取引所における取引量は総需要に対して約2%にとどまっており、市場の厚みが乏しく、日々の需給変動等により大幅な価格変動が生じている。</p> <p>このように、卸電力市場の高い意義にもかかわらず、卸電力市場の活用が進んでいない現状を踏まえ、電力会社の発電部門等が卸電力取引所を介して自社の小売部門に電力を販売するグロス・ビディングを実施することが求められるが、そのために必要な税制面での環境を整備することで、卸電力市場の活性化による競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。</p> <p>また、卸電力市場を通じた取引への二重課税を回避することにより課税の公平性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上述のとおり、卸電力市場の活性化による安定的かつ安価な電力供給の実現、及び課税の公平性確保のため、グロス・ビディングの導入に必要な税制環境を整備することが必要。</p> <p>また、「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」において、「主要な改革内容」の一つとして「2. 小売及び発電の全面自由化」を掲げており、「小売の全面自由化と併せ、発電の全面自由化（卸規制の撤廃）や、卸電力取引所における電力の取引量を増加させるための取組、商品先物取引法の対象への電気の追加の検討等を行う。」こととされている。</p>																			

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	4—2
-----	-----

	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
合理性	政策の達成目標	電気事業者の内部取引を、卸電力取引所を介した取引へ変更することにより、卸電力市場の流動性を高めるとともに、卸電力取引所を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。これにより、卸電力市場の活性化による競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	グロス・ビディングを契機として、中長期的に卸電力市場における電力取引が活性化する。 また本措置により、従来から非課税であった同一法人内の社内取引が、グロス・ビディングの実施により卸電力取引所を介した売買取引となった場合でも非課税となることが確保される。このため、卸電力取引所を介した売買取引が促進され、競争を通じた安定的かつ安価な電力供給が実現される。 なお、本措置は二重課税となることを避けるものであるため、新たに税收減が生じることはないと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	グロス・ビディングは卸電力市場の活性化を実現するための重要な手段であり、卸電力市場の流動性が高まることで小売電力市場の活性化が期待されるところ、電気事業者にとって不可避な二重課税の発生及び法人事業税額の増加を防止することは、同取組の円滑な実施に寄与するため。
	ページ	4—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	4—4